

第二十一号議案

江戸川区総合体育館条例の一部を改正する条例

右の議案を提出する。

平成二十六年二月十七日

提出者

江戸川区長 多

田

正

見

江戸川区総合体育館条例の一部を改正する条例

江戸川区総合体育館条例（昭和四十四年十二月江戸川区条例第三十四号）の一部を次のように改正する。

別表第一及び別表第二を次のように改める。

別表第一（第七条関係）

貸切利用料金

	施設名	単位時間	
		午前の部	午後の部
温水プール	九、二六〇円	一二、三四〇円	一八、五一〇円
卓球場	一、五四〇円	二、一六〇円	三、〇九〇円
エアライフル射場	一、五四〇円	二、一六〇円	三、〇九〇円
アーチエリー場	三、五〇〇円	四、九四〇円	六、九九〇円
弓道場	一、五四〇円	二、一六〇円	三、〇九〇円
剣道場	一、五四〇円	二、一六〇円	三、〇九〇円
柔道場	一、五四〇円	二、一六〇円	三、〇九〇円
主競技場	九、二六〇円	一二、三四〇円	一八、五一〇円
	午前九時～正午	午後一時～午後五時	午後六時～午後九時三十分
	四〇、一一〇円	六、七九〇円	六、七九〇円
	全日		

備考

会議室	一、二三〇円	一、七五〇円	二、三七〇円	五、三五〇円
-----	--------	--------	--------	--------

- 一 区民以外の者が施設を利用する場合には、規定利用料金の十割相当額を上限として当該規定利用料金に加算した額を当該者の規定利用料金とする。ただし、指定管理者が特別の理由があると認めたときは、この限りでない。
- 二 中間時間（正午から午後一時まで及び午後五時から午後六時まで。以下同じ。）に限り、管理上支障がないと認められるときは、一時間を単位として、既に利用の承認を受けている利用時間を繰り上げ、又は繰り下げて利用することができる。この場合には、次の区分による超過利用料金を追徴する。
- イ 正午から午後一時まで 午前の部の規定利用料金の一時間相当額（この額に百円未満の額があるときは、その百円未満の額を百円として計算した額とする。以下同じ。）を利用料金とする。
- ロ 午後五時から午後六時まで 午後の部の規定利用料金の一時間相当額を利用料金とする。
- 三 主競技場は、スポーツ・レクリエーションの実践に限り二分（床面積の二分の一）として利用することができる。この場合には、規定利用料金の二分の一とした額（この額に百円未満の額があるときは、百円未満の額を百

円として計算した額とする。〽を当該規定利用料金とする。

四 午前及び午後の部又は午後及び夜間の部は、継続して利用することができる。この場合には、それぞれの中間時間に係る料金を徴収しない。

五 指定管理者があらかじめやむを得ないと認めた場合に限り、三十分を単位として、開館時間外の利用ができる。この場合には、夜間の部の規定利用料金の三十分相当額に当該額の二割を上限として加算した額を規定利用料金とする。

六 指定管理者があらかじめやむを得ないと認めた場合に限り、一時間を単位として、単位時間を分割して利用することができる。この場合の規定利用料金は、当該単位時間に係る規定利用料金を利用時間数で除して得た額へこの額に百円未満の額があるときは、百円未満の額を百円として計算した額とする。〽とする。

七 温水プールは、指定管理者が管理上支障がないと認めたときは、分割して利用することができる。この場合には、規定利用料金を利用コース数で除して得た額へこの額に百円未満の額があるときは、百円未満の額を百円として計算した額とする。〽を当該規定利用料金とする。

八 利用者が入場料その他これに類する料金を徴収する場合は、規定利用料金の五割相当額を増徴する。

九 体育目的以外の行事に利用する場合は、規定利用料金の五割相当額を増

徴する。

別表第二（第七条関係）

一般公開利用料金

施設名	単位時間				一施設当たり	
主競技場 柔道場 剣道場 弓道場 アーチエリート場 エアライフル射場 卓球場 トレーニング室 トレーニングスタジオ	午前（午前九時～正午）	午後（午後一時～午後五時）	夜間（午後六時～午後九時三十分）	二時間	一般（高校生以上）	小・中学生
温水プール	二時間	二時間	二時間	二時間	二二〇円	五〇円

備考 単位時間については、指定管理者は、時間帯、曜日又は季節ごとの利用状況に応じて、変更することができる。

付 則

（施行期日）

1 この条例は、平成二十六年四月一日（以下「施行日」という。）から施行する。

（経過措置）

2 この条例による改正後の江戸川区総合体育館条例別表第一及び別表第二の規定は、施行日以後に利用する者から適用し、同日前に利用する者及び同日前に既に利用の承認を受けている者については、なお従前の例による。

（説明）

消費税法（昭和六十三年法律第百八号）の改正に伴い、利用料金の額に係る規定を改める必要があるので、本案を提出いたします。